

令和5年（行ウ）第312号

令和6年（行ウ）第81号、同第86号、同第447号

伐採許可処分取消等請求事件

原告 大澤 暁 外

被告 新宿区（処分行政庁：新宿区長）

原告準備書面（3）

令和7年2月21日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山 下 幸 夫

原告ら訴訟復代理人

弁護士 本 間 耕 三

原告らは、被告の令和6年10月18日付準備書面（3）（以下「被告準備書面（3）」という。）に対して、次のとおり認否・反論するとともに、原告適格に関する主張を補充する。

第1 被告準備書面（3）について

1 同「第1 答弁書の訂正」について

特に認否の要はないものと思料する。

2 同「第2」について

争う。

3 同「第3」について

争う。

4 同「第4 本件処分1と本件処分2との関係について」について

特に異論はない。

5 同「第5 原告ら準備書面(2)に対する反論」について

(1) 同1について

争う。

(2) 同「2 原告ら準備書面(2)第3、2『本件処分の違法性について』に対する反論」について

ア 同(1)について

被告の「…本件許可は」以下の主張に引用されている乙3・2(2)、甲15・4頁目2(1)にその旨の記載があることは認め、その余は争う。

イ 同(2)について

(ア) 同第1段落について

原告らの主張は認める。

(イ) 同第2段落について

争う。

被告は、「『緑地率』とは、緑地面積の敷地面積…に対する割合」と定義されていることから、実際に伐採を行う区域部分である伐採面積を施行面積と捉えるのが文言上自然かつ合理的であると主張している。

しかしながら、文言から当然に伐採面積が導かれる訳ではない。

伐採を行う区域部分と施行面積にずれがある場合、実際に伐採を行う伐採面積を採用することによって、分母を小さくして「緑地率」を上げることが可能であるから、そのような解釈は相当ではないというべきであり、被告の主張には理由がない。

ウ 同(3)について

(ア) 同第1段落について

原告らの主張は認める。

(イ) 同第 2 段落について

被告指定代理人が、直接、農林水産省に問い合わせたことは不知。その余は争う。

既に主張したとおり、本件事業者は、東京都環境影響評価審議会の会議の席上、「建国記念文庫の樹林地」という表現を何度も使っているし（甲 6 3、甲 6 4）、同会議に提出した事業者の回答文書においても「明治神宮外苑（建国記念文庫）の樹林地」との表現を用いており（甲 6 5）、被告の主張によると、本件事業者が「樹林地」の定義を誤って発言していることになるが、それは不自然かつ不合理であるから、被告の主張には理由がない。

エ 同(4)について

(ア) 同第 1 段落について

原告らの主張は認める。

(イ) 同第 2 段落について

争う。

被告が主張するとおり、「50%以上を残存させるよう指導すること」が許可基準であることは認める。

しかしながら、新宿区は、「樹林地」に該当するから、「50%以上（竹木）を残存させるよう指導する」必要があるのに、その必要はないと判断して本件伐採許可をしたことになるので、本件許可はその裁量権を逸脱又は濫用してなされたものとして違法であるというべきである。

よって、被告のこの点の主張には理由がない。

6 同「第 6 原告ら準備書面（3）に対する反論」について

いずれも争う。

第2 原告適格に関する主張の補充

1 原告らの景観利益について

(1) 国立マンション事件の最高裁判決について

ア 被告も言及する国立マンション事件の最高裁判決（最高裁平成18年3月30日第一小法廷判決・民集60巻3号948頁。以下「平成18年最高裁判決」という。）の意義とその適用について、次のとおり主張を補充する。

イ 平成18年判決は、「市の景観は、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成する場合には、客観的価値を有するものというべきである。」と述べた上で、国立市の景観条例とともに、東京都景観条例（平成9年東京都条例第89号。同年12月24日施行）が、景観作り（良好な景観を保全し、修復し又は創造すること。2条1号）に関する必要な事項として、都の責務、都民の責務、事業者の責務、知事が行うべき行為などを定めていたこと、平成16年6月18日に公布された景観法（平成16年法律第110号。同年12月17日施行）が「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。」と規定（2条1項）した上で、国、地方公共団体、事業者及び住民の有する責務（3条から6条まで）、景観行政団体がとり得る行政上の施策（8条以下）並びに市町村が定めることができる景観地区に関する都市計画（61条）、その内容としての建築物の形態意匠の制限（62条）、市町村長の違反建築物に対する措置（64条）、地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の条例による制限（76条）等を規定しているが、これも、良好な景観が有する価値を保護することを目的とするものであると判示している。

ウ これらを受けて、平成18年最高裁判決は、「良好な景観に近接する地

域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（以下「景観利益」という。）は、法律上保護に値するものと解するのが相当である。」と判示している。

エ 東京都景観条例や景観法があることは本件でも同様であり、新宿区は、平成20年12月8日に、新宿区景観まちづくり条例（条例第67号。甲30）を制定している。同条例は、「…景観法…の規定に基づく景観計画の策定等の施策及び良好な景観の形成の推進に係る施策…を総合的に展開することにより、新宿区…の歴史、文化及び自然環境と調和し、かつ、地域の個性を反映した良好な景観を形成し、もって潤いのある豊かな区民の生活環境の創造と個性的でにぎわいのあるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。」と規定するとともに（同1条）、その基本理念として、「良好な景観の形成は、先人から受け継いだ良好な景観を保全すること、新たな良好な景観を創出すること及びこれらの良好な景観を区民共通の資産として次代に引き継ぐことを旨として、行われなければならない。」（同2条1項）、「前条に規定する目的を実現するため、良好な景観の形成に向けた取組は、区、事業者及び区民が連携し、及び協力して一体的になされなければならない。」（同2項）と規定し、その他、区の責務、事業者の責務、区民の責務や行為の規制などを規定している。

オ 国立マンション事件についての平成18年最高裁判決は、景観利益が法律上保護に値するものと解するのが相当であるとした上で、「…民法上の不法行為は、私法上の権利が侵害された場合だけではなく、法律上保護される利益が侵害された場合にも成立し得るものである（民法709条）が、本件におけるように建物の建築が第三者に対する関係において景観利益の違法な侵害となるかどうかは、被侵害利益である景観利益の性質と内容、

当該景観の所在地の地域環境、侵害行為の態様、程度、侵害の経過等を総合的に考察して判断すべきである。そして、景観利益は、これが侵害された場合に被侵害者の生活妨害や健康被害を生じさせるという性質のものではないこと、景観利益の保護は、一方において当該地域における土地・建物の財産権に制限を加えることとなり、その範囲・内容等をめぐって周辺の住民相互間や財産権者との間で意見の対立が生ずることも予想されるのであるから、景観利益の保護とこれに伴う財産権等の規制は、第一次的には、民主的手続により定められた行政法規や当該地域の条例等によってなされることが予定されているものということができることなどからすれば、ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると解するのが相当である。」と述べている（下線は原告ら訴訟代理人による。）。

カ この要件について、最高裁の担当調査官は、「建物の建築が景観利益の違法な侵害となるかどうかについて、違法性判断の要素を挙げてこれを総合的に考慮するという立場を維持しつつ、景観利益が保護されるために必要な条件としては、「不法行為の違法性は被侵害利益と侵害態様との相関関係において決定される」といういわゆる相関関係説（我妻榮・債権法（現代法学全集（14））449頁など）がいうところを尊重し、景観利益の性質と財産権行使との調整などをも考慮して、少なくとも、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められるとしたものと考えられる。」と述べている（高橋讓「時の判例」ジュリスト1345号74頁以下）。相関関係説は2つの相対立する利益を調整するための概念（道具）であり、そこでは、相対立する利益が民事関

係の当事者間の対等な関係であることを前提としていると考えられる。

そうであれば、この要件を、本件のような行政機関である新宿区長という処分行政庁の許可処分について適用するのは、その前提を全く異にするものであるから許されないというべきである。

キ また、仮にこの判断枠組みが本件に適用されるとして、本件伐採工事後にどのようなものを建築するかという事後に予定されている事情によって本件伐採工事が社会的に容認された行為としての相当性を欠くことになることは認められるべきである。

すなわち、本件伐採許可は、令和5年2月17日に、東京都知事が神宮外苑地区第一種市街地再開発事業の工事施行の認可（疎甲6）が前提となっている。大規模複合大開発を内容とするものであり（疎甲4の「事業の概要①、同②参照）、具体的には、球場とセグビー場を入れ替えて、順次建て替えるため、まず、第二球場を解体し、建国記念文庫の森を破壊して、ラグビー場を建設に着手し、それが仮竣工したら、秩父宮ラグビー場を移転して、その跡地で新神宮球場の建設に着手する。野球場の観客席上にはホテルが併設され、高さ60メートルの国立競技場より巨大な施設となる。ラグビー場は屋根付人工芝となり、高さは55メートルとなる。青山通りに面する伊藤忠ビルは190メートルの超高層ビルに建て替える。スタジアム通りに面する西側のエリアに複合棟と称してホテルやオフィスが入る185メートルと80メートル超高層ビルが2棟建設されるという大規模なものである（甲68）。

これらは一体的・連続的に行われるものであり、本件伐採許可は、これらの大規模複合大開発を実現するために、その障害となる樹木の伐採を許可したものであり、その後の開発計画と不可分一体として見なければならぬことからすれば、事後に予定されている事情によって本件伐採工事が社会的に容認された行為としての相当性を欠くことになることは認められ

るべきである。

そして、神宮外苑は、現在は、形式的には明治神宮がその所有者であるとしても、歴史的経緯や上記に記した事実から、その管理と継承が明治神宮に委譲されて明治神宮がそれらを護り続けてきたといえるのであって、その樹木や自然・生態系は、いわば都民の共有財産ともいえるものであるとともに、「文化的資産」として文化的価値を有するものであり、それを破壊するための準備行為としての本件伐採許可は、本件伐採工事が社会的に容認された行為としての相当性を欠くことになると解すべきである。

- (2) 新宿区景観まちづくり条例は、その第1条において、「この条例は、景観法…の規定に基づく景観計画の策定等の施策及び良好な景観の形成の推進に係る施策…を総合的に展開することにより、新宿区…の歴史、文化及び自然環境と調和し、かつ、地域の個性を反映した良好な景観を形成し、もって潤いのある豊かな区民の生活環境の創造と個性的でにぎわいのあるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。」と規定し、第2条は、「基本理念」として、「良好な景観の形成は、先人から受け継いだ良好な景観を保全すること、新たな良好な景観を創出すること及びこれらの良好な景観を区民共通の資産として次代に引き継ぐことを旨として、行われなければならない。」

(同第1項)、「前条に規定する目的を実現するため、良好な景観の形成に向けた取組は、区、事業者及び区民が連携し、及び協力して一体的になされなければならない。」(同第2項)と規定している。

同条例の第1条の「区民の生活環境の創造」は、「良好な景観を形成」し「創出することによって、区民の生活環境の創造」に寄与することを意味するものであると解され、区民の個別的利益を保護する趣旨を読み取ることができるかと解すべきである。

- (3) この条例に基づき、新宿区は、「新宿区まちづくり計画」を定め、それに基づいて、「新宿区景観形成ガイドライン」を策定し(甲51)、この「エリ

ア別景観形成ガイドライン」には、「四谷地域」の「神宮外苑・南元町エリア」についての「景観形成の方針」として、「1 明治神宮聖徳絵画館の広大な眺めを保全する」として、「広場を取り囲む樹木を保全する」などとするとともに、「3 まとまったみどりと身近なみどりを感じられる景観をつくる」と定めている。

- (4) 以上からすれば、本件訴訟が風致地区条例に基づく新宿区長の伐採許可の取消請求であるとしても、個別的利益を保護する新宿区景観まちづくり条例の趣旨と併せて考えれば、少なくとも区民である近隣の住民に対して、その原告適格を認めることはできると解すべきである。

2 個別の原告と神宮外苑の本件伐採許可地域との距離について

- (1) 令和6年（行ウ）第81号事件の番号2の原告川俣修壽は、令和6年伐採許可によって伐採を許可された木が所在する地域から約350m離れた場所に居住していることが認められる。また、原告吉永は約1.4km、原告大澤は約3.6kmの距離関係がある（甲72）。

本件事業者は、令和6年10月28日、神宮第二球場の解体工事に伴う伐採移植に関する工事に着手し、3メートル以上の高木の伐採を開始しており（甲69）、伐採開始後約1ヶ月で、神宮第二球場跡の高木がごっそり伐採されるに至っており（甲70乃至甲72）、現在も伐採作業は続いている。

大澤暁作成の報告書（甲72）によれば、令和7年1月18日時点において、令和7年1月18日時点において、令和6年伐採許可によって禁止を解除された伐採工事が進められており、既に68本の中高木のうち半分近くの約30本の樹木が伐採されており、令和6年伐採許可によって禁止を解除された伐採工事が進められており、これにより、多数の樹木により、全体として美しい風景を形成していた明治神宮の景観はまさに破壊されようとしている。

本件事業者らが再開発の一環として、木の伐採を進めて景観の破壊をして

いるということについて、これまで神宮外苑の良好な景観の恵沢を享受してきた原告らにおいては大変に精神的なショックを受けて心を痛めている。このような原告らにおいて、原告適格がないとして本件処分を争えないとするのはあまりにも理不尽であるというべきであり、原告適格を認めるべきである。

以上